# 日本長期急性期病床(LTAC)研究会 第 5 回研究大会 参 加 申 込 書

(ご宿泊のお申込みも本紙にて受付けます)

送信先: FAX.03-5348-3799 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿木村屋ビル 16 階

東武トップツアーズ㈱東京国際事業部 第2営業部 山本(栞)・長久保 宛

# [7月31日(月)までにお申込ください。]

- ◎参加申込所定欄にもれなくご記入、または〇印をお付けください。
- ◎手配のために必要な範囲での宿泊機関等への個人情報の提供について同意の上、本大会・宿泊を申込みます。

会員区分	会員 (会員病院に勤務されている方を含みます) ・ 非会員						
ご所属							
連絡先	〒						
請求書 送付先	TEL:		FAX:			連絡担当者:	
	フリガナ		ホテル記		ᅔᅕᅟᇚᄞᄱᅲ	同室者	
参	加 者 氏 名	性別	号	宿泊日	禁・喫煙 ※Oを記入	氏名(フリガナ)	性別
(役職/職種:		男・女		9/23	禁煙		男・女
(役職/職種:		男・女		9/23	禁煙		男・女
備考欄							

- ※禁煙・喫煙のご希望につきましてはご希望に添えない場合もございますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。
- ※変更・取消の際は、申込書に上書きしたものを FAX にてお送り下さい。お電話での変更・取消はできませんのでご了承ください。
- ※参加費・宿泊費のお支払いは、請求書記載の口座へお振込願います。請求書は8月中旬頃にお送りいたします。
- ※チェックインの際は、フロントにてお名前をお申し出ください。
- ※複数でのお申込の場合は、申込書をコピーしてお申込ください。

	東武トップツアーズ株式会社 回答欄	申込受付日	変更•取消日				
	お申込をお受けしました。						
	定員に達したため、お受けできません。						
	ホテル満室のため、調整後にご連絡させていただきます。						

<sup>◎</sup>当セミナーの宿泊につきましては日本長期急性期病床研究会からの業務委託に基づきご案内させていただく募集型企画旅行となります。

# 旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社東京国際事業部 (以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であ り、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行 契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することに なります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記 載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)、並びに 当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

### 1、 お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- (2) 所定の申込書によりお申込みください。
- (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

# 2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「参加・宿泊のご案内」の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

# 3、旅行代金に含まれるもの

「参加・宿泊のご案内」に記載のとおりです。それ以外 の費用はお客様負担となります。

# 4、旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・ 宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によ らない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由 が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行 代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航 空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の 変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担とな ります。
- (2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約 条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行 代金が変更となる場合がありますのであらかじめご了承く ださい。詳しくは係員におたずねください。

# 5、旅行契約の解除

- (1) お客様は、「参加・宿泊のご案内」記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
- (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

# 6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお

渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための 手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天 候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生 じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、 お客様ご自身で行っていただきます。

### 7、当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)
- (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止③自由行動中の事故④食中毒⑤盗難⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

### 8、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①~⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

- (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。 ①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)
  - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
  - ②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の 支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品 又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあり ます。

# 9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が 旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は 荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を 支払います。死亡補償金 1,500 万円、入院見舞金 2~20 万円、通院見舞金 1~5 万円、携帯品損害補償金 旅行者 1 名につき 15 万円以内。

# 10、お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の 規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合 は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の 権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなけ

ればなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

### 11、個人情報の取扱い

- (1) 当社は、申込みの際提出いただいた申込書に記載された 個人情報について、お客様との連絡のために利用させてい ただくほか、申込みの旅行における運送・宿泊機関等が提 供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内 及び当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する 保険の手続上必要な範囲内で、当社と個人情報の取扱いに ついて契約を締結するそれら運送・宿泊機関、保険会社等 に対し、あらかじめ電子的方法等で送付することによって 提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警 察の捜査時の資料提供及び国土交通省・外務省その他官公 署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があ ります。このほか、当社では旅行を実施する上で必要な手 配を行うため、提携先に個人情報を預託することがありま す。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービ ス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想 の提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人 情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、又は個人情報 の開示、訂正、削除等については、当社所定のお手続きに てご案内いたしますので、取扱店の顧客個人情報取扱管理 者へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社 コンプライアンス室長となります。

# 12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲 り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費 についてはお客様にお支払いいただきます。

# 13、その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) この旅行条件・旅行代金は 2017 年 3 月 28 日現在を基準としております。

# ●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号



# 東京国際事業部

〒160-0023

旅行業公正取引 協議会会員

西新宿木村屋ビル 16 階 電話番号 03-3548-3500 FAX 番号 03-5348-3799 営業日 月曜-金曜(土・日・祝日休業)

営業時間 9:30-18:30

東京都新宿区西新宿 7-5-25

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 総合旅行業務取扱管理者:小熊 浩司

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での 取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの 説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管 理者にお尋ねください。

(H28.5版)